

南九州市告示第109号

南九州市学生消防団活動認証制度実施要綱を次のように定めた。

平成30年 7 月 7 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市学生消防団活動認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生、短期大学生又は専門学校生等（以下「大学生等」という。）について、本市がその功績を認証（以下「認証」という。）することにより、就職活動を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 認証の対象となる者（以下「認証対象者」という。）は、市内に居住し、本市の消防団員として1年以上継続的に消防団活動を行った者のうち、次の各号に定める者とする。ただし、市長が特に必要と認めた者は、この限りでない。

- (1) 大学、大学院又は短期大学若しくは専門学校等（以下「大学等」という。）に在学中の者
- (2) 大学等を卒業又は中途退学した日から3年以内の者

(申請)

第3条 認証を希望する認証対象者は、消防団長に認証推薦依頼書（第1号様式。以下「依頼書」という。）を提出するものとする。

- 2 前項の依頼書を受理した消防団長は、当該認証対象者に顕著な実績があると認め、市長に対して認証を受ける者として当該認証対象者を推薦する場合は、市長に認証推薦書（第2号様式。以下「推薦書」という。）を提出するものとする。

(認証区分)

第4条 認証の区分は、次の各号によるものとする。

- (1) 一般認証 学業に励む中で、消防団活動を行った者
- (2) 優良認証 学業に励む中で、意欲的に消防団活動を行った者
- (3) 優秀認証 学業に励む中で、意欲的に消防団活動を行い、活動内

容が特に優秀であった者
(審査)

第5条 市長は、第3条第2項の推薦書が消防団長から提出されたときは、前条の認証区分に適合するか審査を行い、当該認証対象者の認証の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の推薦書を受理するに当たり、当該認証対象者の実績が顕著であったことを確認できる資料又は証明書の提出を消防団長に求めることができるものとする。

(認証決定通知書等の交付)

第6条 市長は、前条第1項の審査により認証することを決定した場合、消防団長に対して、学生消防団活動認証決定通知書(第3号様式)を交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の審査により認証しないことを決定した場合、消防団長に対して、学生消防団活動審査決定通知書(第4号様式)を交付するものとする。

(認証状等の交付)

第7条 市長は、認証した大学生等(以下「被認証者」という。)に対して、南九州市学生消防団活動認証状(第5号様式。以下「認証状」という。)を交付するものとする。

2 市長は、被認証者から学生消防団活動認証証明書交付依頼書(第6号様式)が提出されたときは、就職活動時において企業に提出するために必要となる範囲で南九州市学生消防団活動認証証明書(第7号様式。以下「証明書」という。)を交付するものとする。

(認証の取消し)

第8条 市長は、被認証者が、次のいずれかに該当する場合には、認証を取消することができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があった場合

2 市長は、前項により認証を取消した場合、学生消防団活動認証取消し通知書(第8号様式)により、被認証者に対して通知するものとする。

3 認証を取消された者は、既に交付されている認証状及び証明書を直ちに市に返還しなければならない。

(本制度の周知)

第9条 市長は、本制度について、消防団を通じて、当該消防団に所属する大学生等に対して周知するものとする。

2 市長は、本制度について、市内の企業に周知し、証明書の効果が十分に得られるよう努めるものとする。

(所掌)

第10条 この告示に関する事務は、防災安全課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。